

シンガポールにおける知的財産の審判等手続に関する調査

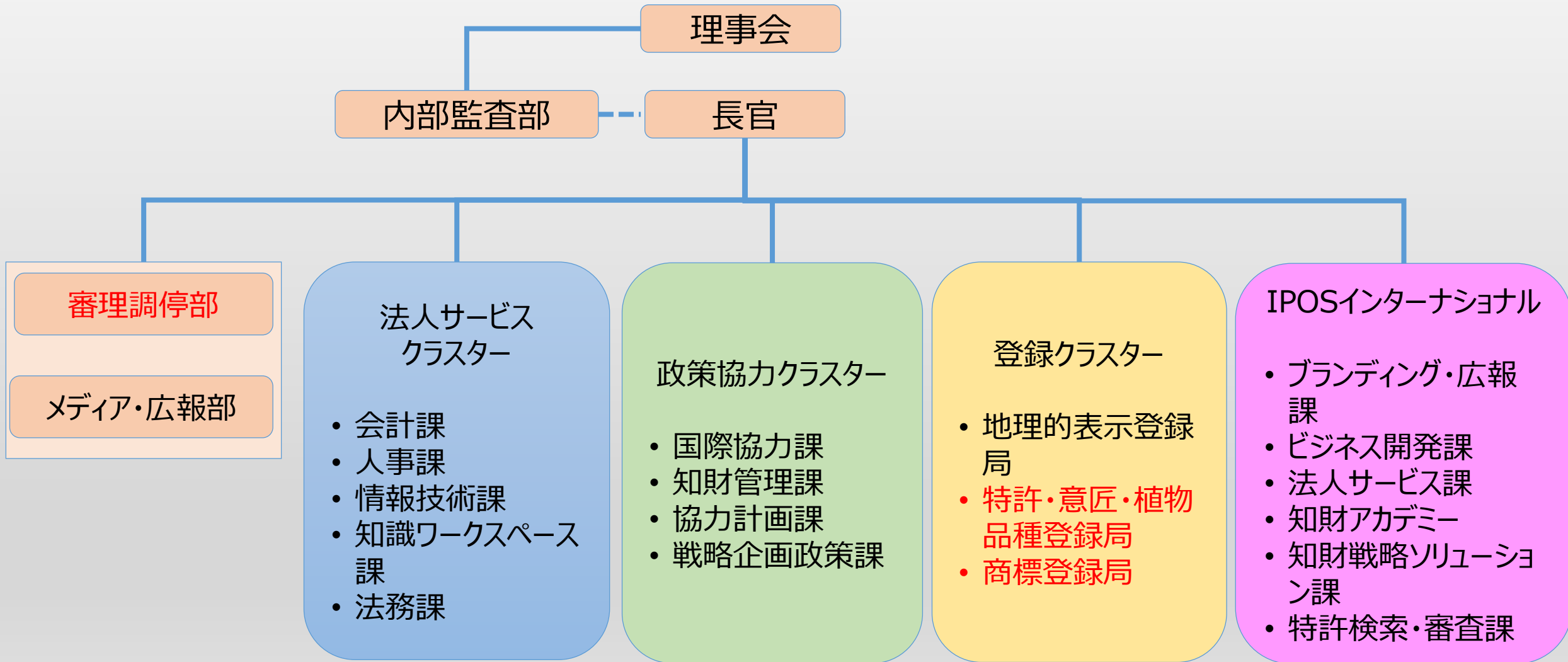
調査の目的

- ・ 効果的な権利取得・執行を実現するための基礎的情報の取得

調査の対象とする制度

1. 拒絶査定に対する審判請求・上訴
2. 異議申立
3. 無効／取消の訴え

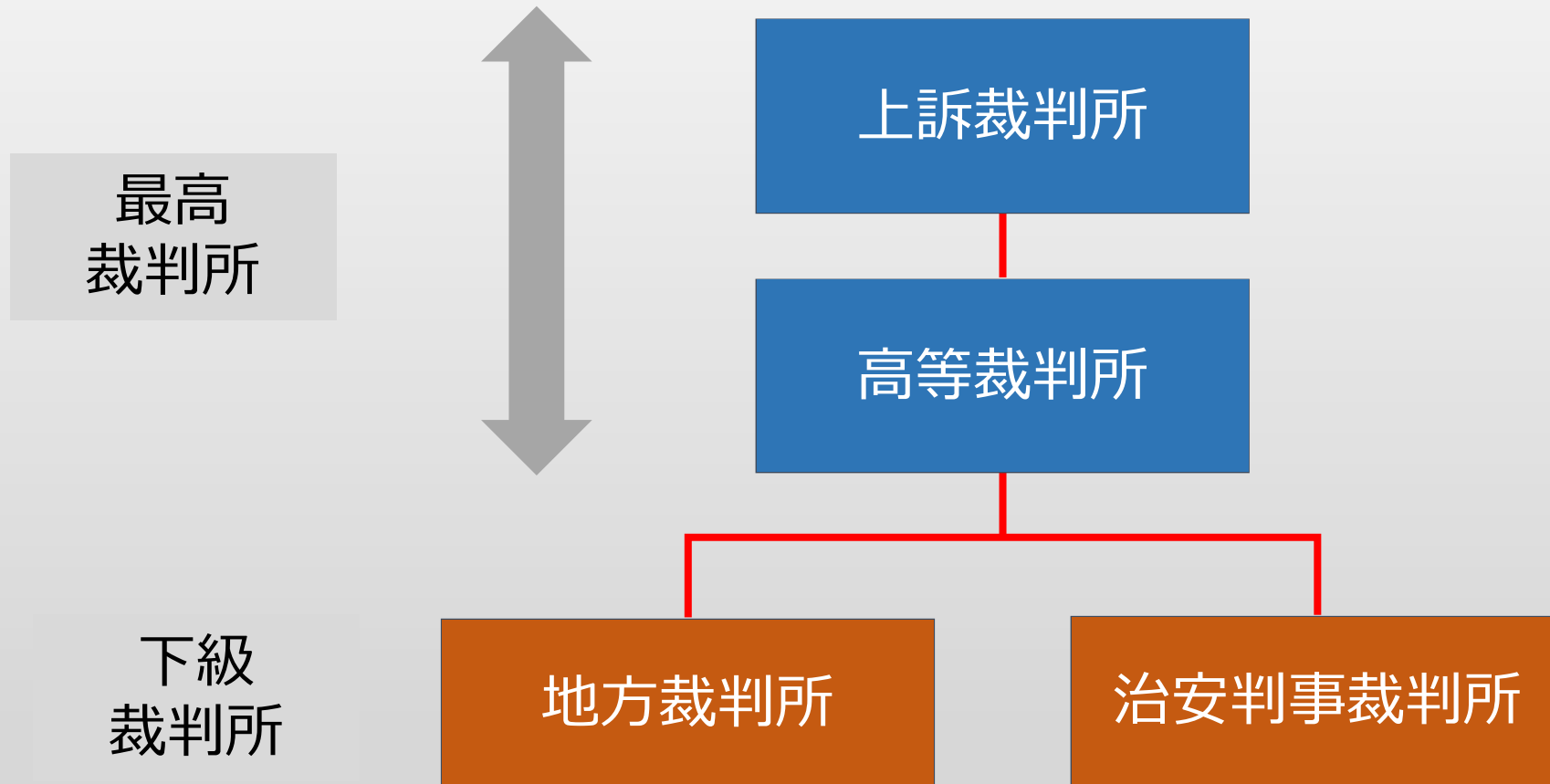
シンガポール知的財産庁の構造



審理調停部の審判官

- 一人の審理担当官（hearing officer）または庁の外部から任命された知財審判官(IP Adjudicator) により審理。
- 審理担当官は、IPOSに雇用された主任登録官補または登録官補。
- 知財審判官は学界、法律委員会または民間法律事務所の外部から2年の任期で任命され、専門知識と評判に基づいて選任。
- 庁内部における利益相反の監視プロセスあり。

シンガポールの司法制度



(※) 下級裁判所には、地方裁判所(District Courts)と治安判事裁判所(Magistrates' Courts)に加え、検死官裁判所(Coroner's Courts)、少額裁判所(Small Claims Tribunal)と呼ばれる少額の民事訴訟の裁判所、および労働請求裁判所(Employment Claims Tribunals)が含まれる

(参考) シンガポールの裁判外紛争解決制度

＜シンガポール国際仲裁センター（SIAC）＞ → 仲裁

- 知財を含む、様々な分野を担当できる400人以上の仲裁人ネットワーク
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁の充実
- 正確な手数料見積り、低廉な費用、迅速な処理（中間値11.7月）
- 2019年に479件の新たな申立（うち、454件をSIACで担当。約9割は国際案件。知財案件は数パーセント）

＜WIPO仲裁調停センター（AMC）＞ → 調停がメイン

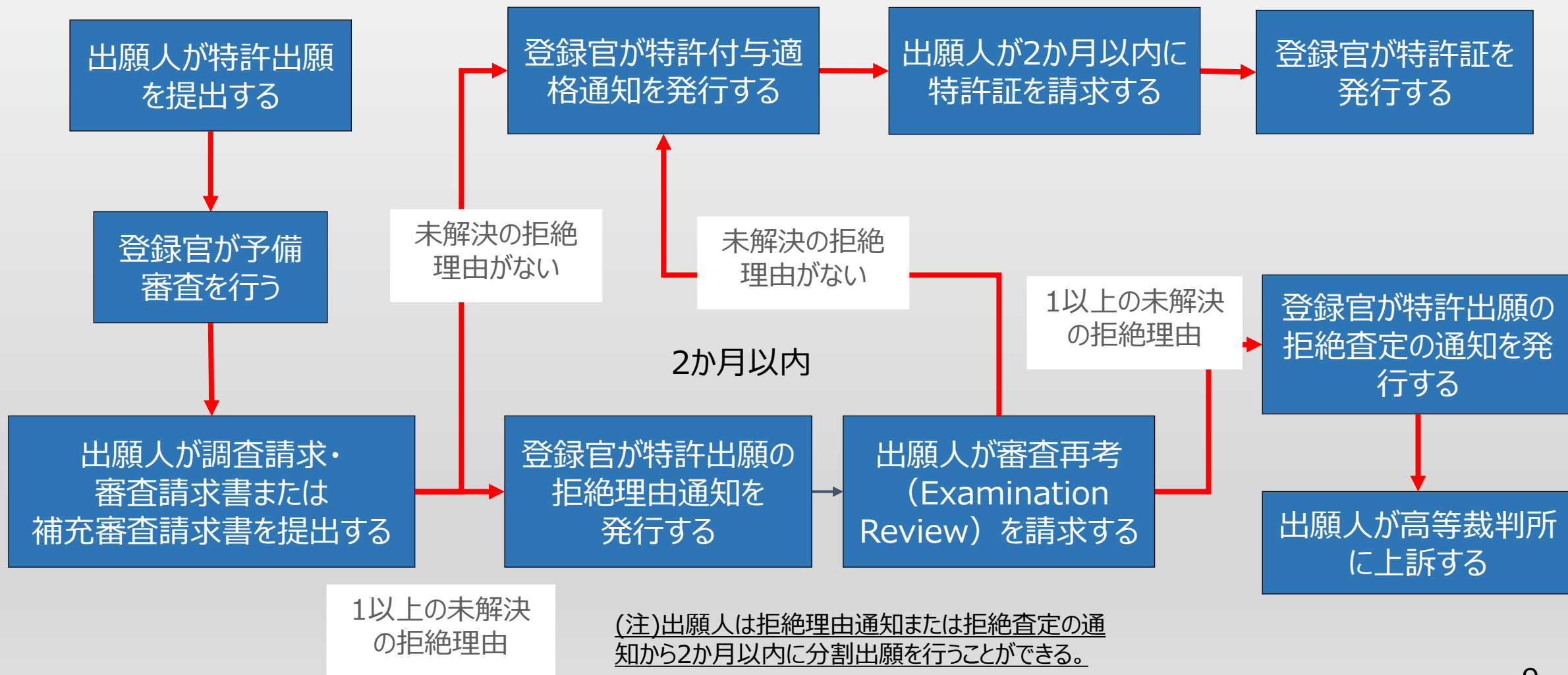
- 知財に特化。営業秘密漏えいを防止するための秘密保持ルールの充実。
- 充実した仲裁・調停人データベース（2000人以上）
- 国際機関であることに基づく中立性
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁
- 一方当事者の申立に基づく調停（WIPO調停規則4条、解決率70%）
- 約70件／年の申立（うち7割が調停、3割が仲裁）。
- 処理期間（中間値） 調停：4.5月、簡易仲裁：7月、通常仲裁：13.5月

紛争解決手段の一覧

知的財産権	異議申立	無効の主張／無効	取消	侵害
特許	対象外	IPOS／ 高等裁判所	IPOS／ (将来、新法下では) 高等裁判所	(特定事件) IPOS ／高等裁判所
意匠	対象外	対象外	IPOS／ 高等裁判所	高等裁判所
商標	IPOS	IPOS／ 高等裁判所	IPOS／ 高等裁判所	高等裁判所
著作権	対象外	対象外	対象外	下級裁判所／ (将来、新法下では) 高等裁判所のみ

1. 特許

特許出願手続の概要



特許の取消手続のフロー



特許取消の理由（特許法第80条(1)項）

- (a) 特許性の欠如
- (b) 特許を受ける権利のない者への特許付与
- (c) 開示要件違反
- (d) サポート要件違反
- (e) 違法な補正
- (f) 特許の不正取得、不実表示により、または重要情報の不開示等による取得
- (g) 同日出願（同一権利者）

特許無効の主張

特許に関して、「無効手続」という独自の手続きは存在しない。ただし、以下のように、特許の有効性は様々な場面で主張可能である（無効の理由は取消の理由と同じ）。

- a. 特許侵害訴訟または出願公開により与えられた権利の侵害訴訟における抗弁において
- b. 根拠のない侵害訴訟の脅迫に対する確認請求手続において
- c. 非侵害の宣言を求める確認請求手続において
- d. 登録官の面前での取消手続において、あるいは
- e. 特許発明の政府使用に関する訴訟において

決定等の公表

- 登録局およびシンガポール裁判所による**全ての決定は英語で発行**。
- 2014年2月14日以降に提出された特許出願に関して、登録官の**先行技術調査**及び**審査報告書**、**審査再考報告書**、**見解書**および**決定**はIPOSのオンライン特許データベース上の**Patents Open Dossier**において公表
- 高等裁判所および上訴裁判所による**決定**は、**Singapore Law Reports**および**Singapore Law Reports (Reissue)**（どちらもシンガポールの公式判例集）において公表され、法律オンラインプラットフォームである**LawNet Singapore**（<https://www.lawnet.sg/lawnet/web/lawnet/home>）でも閲覧可能。

第三者情報提供制度と再審査制度（新法＝未施行）

第三者情報提供制度（特許法新32条）

第三者が発明の特許性に関する意見およびその理由を書面で特許登録官に提供可能となり、これらの意見は、第32条に定められた期間内に提出された場合、[Patents Open Dossier](#)において公表。

再審査制度（特許法新38A条）

特許を再審査の理由は以下のとおり：

- | | |
|--------------|-----------------|
| (a) 特許性の欠如 | (b) 開示要件違反 |
| (c) サポート要件違反 | (d) 補正要件違反 |
| (e) 訂正要件違反 | (f) 同日出願（同一権利者） |

統計データ

申立

	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
取消手続	20	2	0	0	1	2	0	3	2
他の手続	-	-	3	0	0	1	0	0	1

審理

	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
査定系審理	9	3	0	0	0	0	1	0	0
当事者系 審理	異議	-	-	-	0	0	0	0	1
	申立	-	-	-	0	0	0	0	1
	取消	2	0	0	0	0	1	1	2

統計データ

審理結果

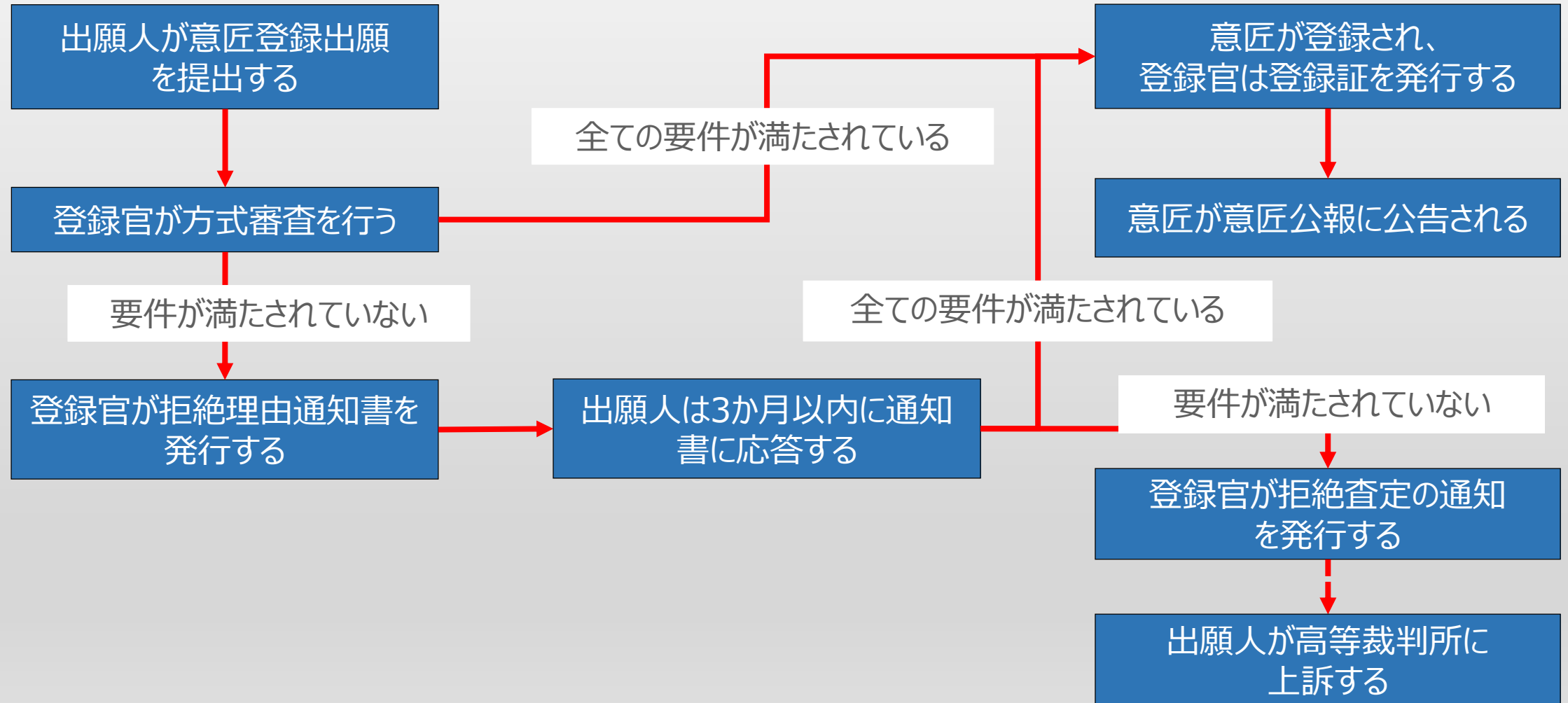
	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
査定系審理 (成功／不成功)	入手不可	2 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 1	0 / 0	0 / 0
当事者系審理 (成功／不成功)	異議 申立	入手不可	-	-	-	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0
	取消	入手不可	0 / 0	1 / 0	0 / 0	0 / 0	1 / 0	1 / 0	0 / 0

上訴結果

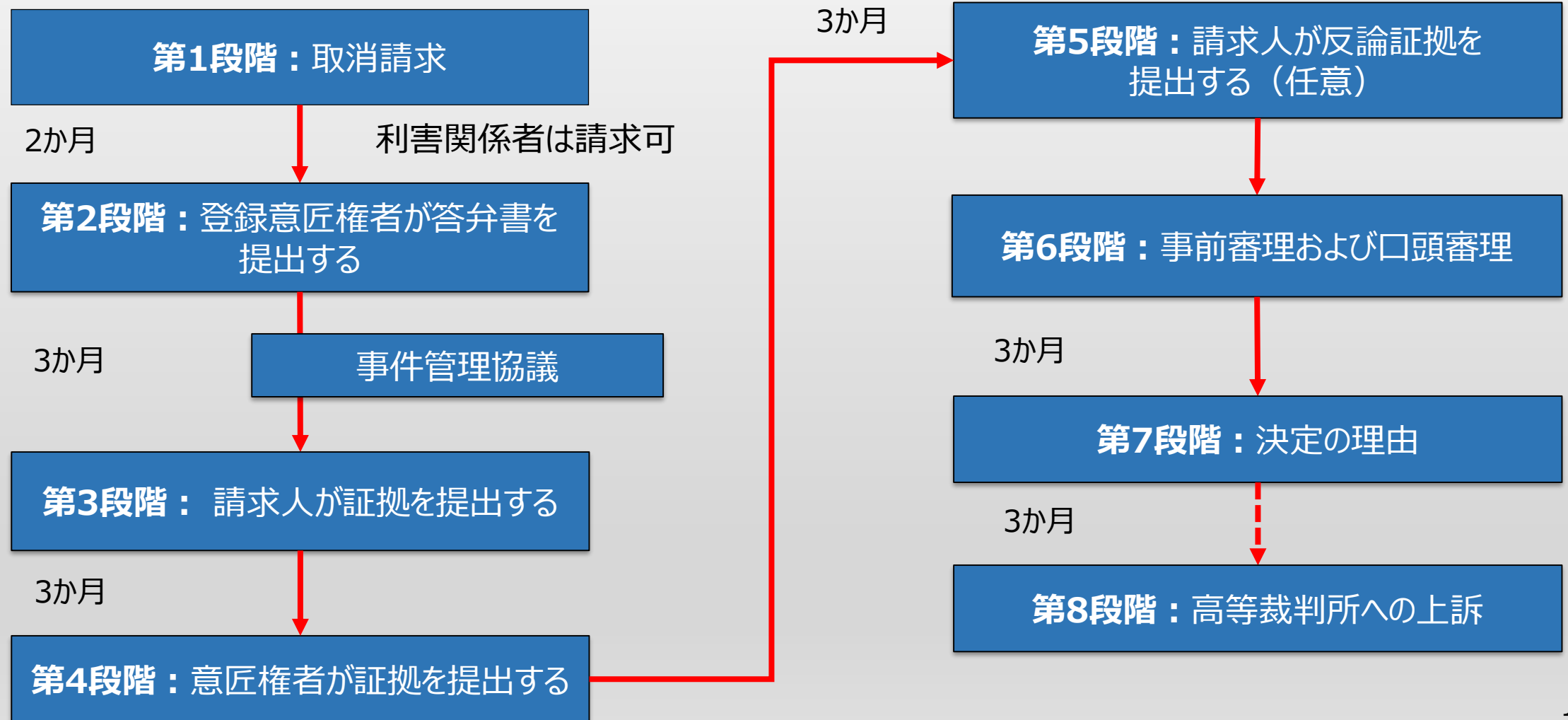
	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
特許に関する高等裁判所／上訴裁判所への上訴	2	0	1	0	0	0	0	0	0
IPOS決定の支持／破棄	入手不可	0 / 0	0 / 1	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

2. 登録意匠

意匠出願手続の概要



登録意匠の取消手続フロー



登録意匠の取消理由（登録意匠法第27条）

- 登録日の時点で、当該意匠が新規ではなかった。
- 登録官が当該意匠の登録を拒絶できた他のあらゆる理由。
- 当該意匠が登録時において、著作権が存在する芸術作品に対応する意匠であったが、その権利が満了している（即ち、その作品の著作権が満了した）。

決定等の公表

審査

- 登録官およびシンガポール裁判所による全ての決定は英語で発行。
- 登録官の決定は出願人に送付されるが、公表はされない。
- 高等裁判所および上訴裁判所による決定は、[Singapore Law Reports](#)および[Singapore Law Reports \(Reissue\)](#)において公表されると共に、シンガポールにおける決定および判決に関する法律オンラインプラットフォーム、[LawNet Singapore](#) (<https://www.lawnet.sg/lawnet/web/lawnet/home>) でも閲覧可能。

取消手続

- 登録官による全ての決定は、IPOSのウェブサイトでも閲覧可能
- シンガポール裁判所の判決は、公式判例集において公表される（同上）

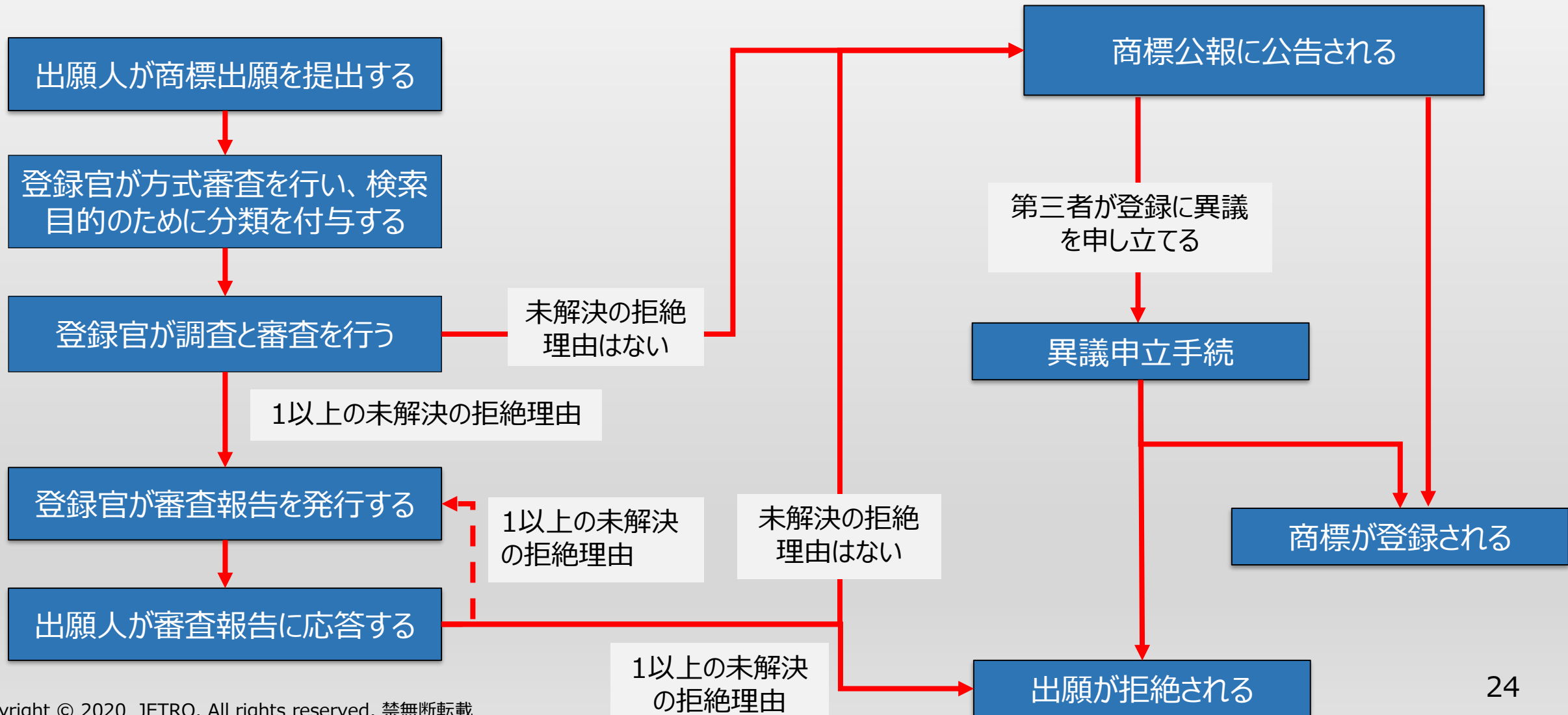
統計データ

申立

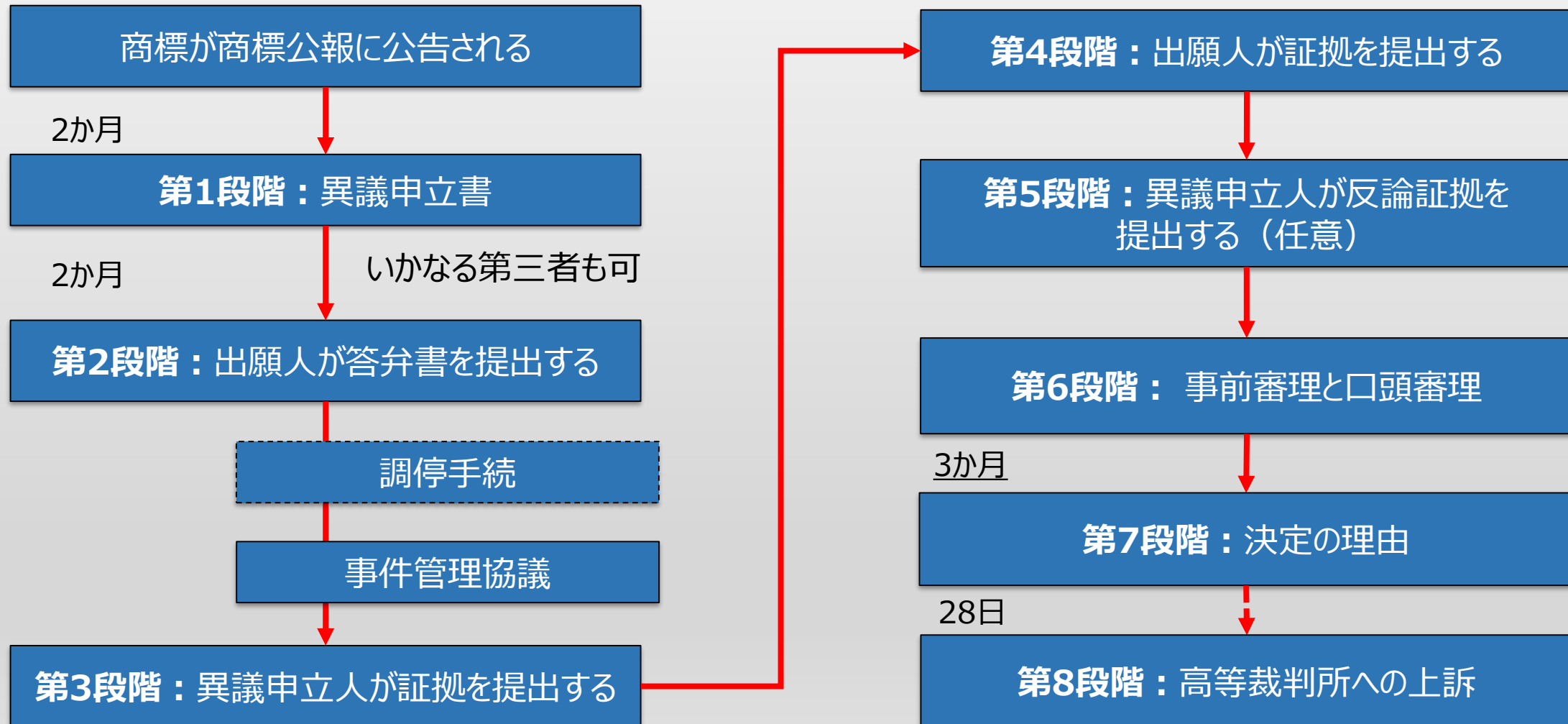
	2001- 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
取消	6	1	1	0	0	0	0	0	0

3. 商標

商標出願手続の概要



商標出願に対する異議申立のフロー



異議申立の理由(絶対的理由)

- 識別性の欠如
- 商品/役務の種類、品質、数量、用途、価値、地理的原産地、商品生産時期、役務提供時期、またはその他の特徴の記述的表示。
- 一般名称（取引上の普通名称）
- 誤認を招く
- 公序良俗に反する
- シンガポールで法律により使用が禁止されている
- 悪意の出願

異議申立の理由(相対的理由)

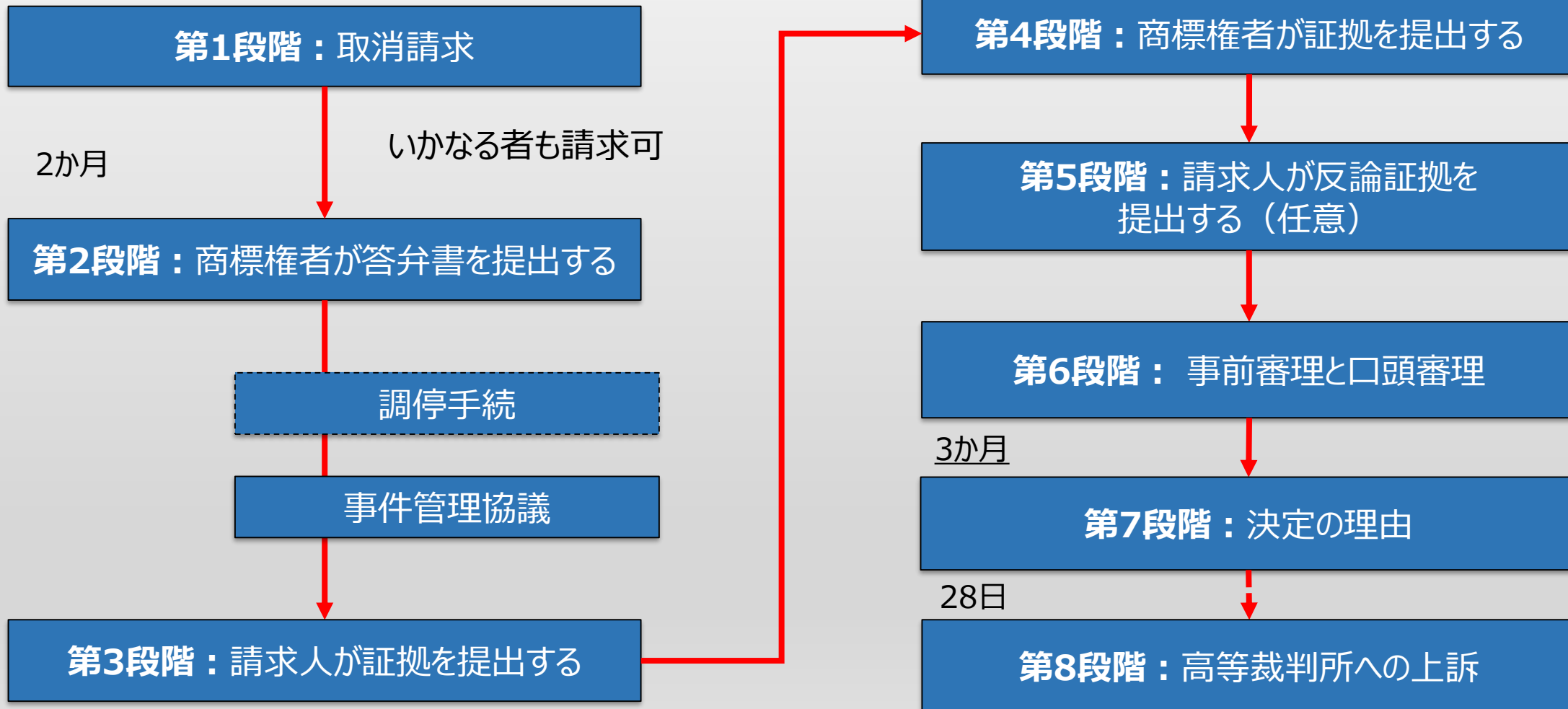
- 先行商標 と (同一の商品/役務についての) 同一の商標または以下の状況に基づき公衆に混同を招く恐れのある商標

No.	出願商標	商品/役務	他の要件
(i)	先行商標と同一	商品/役務が同一	-
(ii)	先行商標と同一	商品/役務が類似	• 公衆による混同の可能性が存在
(iii)	先行商標と類似	商品/役務が同一または類似	
(iv)	先行商標と同一または類似	商品/役務が同一、類似または非類似	<ul style="list-style-type: none"> • 先行商標がシンガポールにおいて周知 • 出願商標の使用が先行商標の所有者の利益を損なう恐れ
(v)	先行商標と同一または類似	商品/役務が同一、類似または非類似	<ul style="list-style-type: none"> • 先行商標がシンガポールの一般大衆に周知。 • 出願商標の使用は、先行商標の識別性に対する不当な希釈化・便乗

- 未登録商標を保護する法律 (詐称通用法など) により、または先行権利 (著作権や意匠保護権など) により阻止される場合

商標出願の取消手続フロー (IPOSに請求した場合)

(高等裁判所に訴訟提起も可能)



商標取消の理由（商標法第22条(1)項）

- (a) 登録完了から5年以内に、登録商標が（不使用の正当な理由なく）指定商品／役務に関して真正に使用されなかった。
- (b) 登録商標が（不使用の正当な理由なく）連続して5年間使用されなかった。
- (c) 商標権者の行為または不作為の結果として、登録商標が指定商品／役務の取引において普通名称になった。
- (d) 商標権者による登録商標の使用の結果として、公衆に誤認を生じる恐れがある。

商標無効の手続

- 商標の無効は、**IPOS又は裁判所**に請求可能。
 - IPOSに請求をした場合、無効手続は、取消手続と類似の手順に従うが、無効手続に比べて、取消手続の方が義務化された手続が少ない
- **無効理由**（商標法第23条）
 - **絶対的または相対的拒絶理由**に反して、商標が登録。
 - 登録に関して**詐欺行為**があった、または登録が**不実表示**により取得。
- **適格者**：いかなる者も無効請求可

決定等の公表

審査

- 登録官および裁判所の判断はすべて英語で作成。
- 登録官の決定は書面で出願人に送付されるが、公表はされない。
- 査定系審理の場合、出願人が決定の理由書を請求した場合に限り、登録官の決定理由が送付され、IPOSのウェブサイトで公表される。
- 高等裁判所および上訴裁判所による決定は、[Singapore Law Reports](#)および[Singapore Law Reports \(Reissue\)](#) において公表されると共に、法律オンラインプラットフォーム、[LawNet Singapore](#) (<https://www.lawnet.sg/lawnet/web/lawnet/home>) でも閲覧可能。
- なお、当事者が決定の理由書の作成を申請しない場合でも、特に事件が法学的な価値のある場合、決定の理由書は作成される。

異議・取消・無効手続

- 登録官による全ての決定は、IPOSのウェブサイトでも閲覧可能。
- シンガポール裁判所の判決は、公式判例集において公表(同上)

統計データ

申立

	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
異議申立	2,525	185	222	197	207	319	337	199	310
無効／取消 ／訂正	188	32	47	46	65	87	61	77	86

審理

	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
査定系審理	7	12	1	3	2	3	5	3	0	
当事者系 審理	異議申立	167	27	9	5	8	13	8	16	21
	無効	5	3	0	1	4	1	4	10	11
	取消	1	1	1	0	3	2	3	6	1

統計データ

審理結果

		2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
当事者系審理 (成功／不成功)	査定系審理 (成功／不成功)	入手不可	7 / 2	0 / 1	2 / 2	0 / 2	1 / 2	0 / 5	0 / 3	0 / 0
	異議申立	入手不可	3 / 3	2 / 8	0 / 5	1 / 11	2 / 12	2 / 7	1 / 10	6 / 17
	無効	入手不可	3 / 0	0 / 0	0 / 1	1 / 1	4 / 0	1 / 2	1 / 7	10 / 0
	取消	入手不可	1 / 0	1 / 0	0 / 0	1 / 1	3 / 0	1 / 0	4 / 1	4 / 0

統計データ

上訴結果

	2001-2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
商標に関する 高等裁判所/ 上訴裁判所への上訴	4	0	0	1	0	7	0	8	6
IPOS決定の 支持/破棄	入手 不可	0 / 0	0 / 0	1 / 0	0 / 0	5 / 2	0 / 0	8 / 0	6 / 0

ありがとうございました。